

被保険者 各位

フジクラ健康保険組合

保険料率変更等のお知らせ

令和 8 年 2 月 19 日開催の第 277 回組合会において、次の通り承認されましたのでお知らせいたします。

記

1. 健康保険料率の変更（内訳のみ変更。被保険者の負担額は変わりません。）

【現行】

健康保険料率：88‰（事業主 52.8‰、被保険者 35.2‰）

・一般保険料率：86.64‰（事業主 51.984‰、被保険者 34.656‰）

・調整保険料率：1.36‰（事業主 0.816‰、被保険者 0.544‰）

【改定後】

健康保険料率：88‰（事業主 52.8‰、被保険者 35.2‰） 変更なし

・一般保険料率：86.7‰（事業主 52.02‰、被保険者 34.68‰）

・調整保険料率：1.3‰（事業主 0.78‰、被保険者 0.52‰）

※令和 8 年 3 月保険料（任意継続被保険者は令和 8 年 4 月保険料）から適用

○保険料率変更の理由

健康保険料率のうち調整保険料率に変更となりましたので、その内訳を変更します。調整保険料とは、健康保険組合連合会に拠出し、組合間の財政調整のための財源となるものです。調整保険料率は健康保険組合連合会により決められ、各健康保険組合は決められた調整保険料率に従って拠出します。

2. 介護保険料率の変更

【現行】 20‰（事業主 10‰、被保険者 10‰）

【改定後】 17‰（事業主 8.5‰、被保険者 8.5‰）

※令和 8 年 3 月保険料（任意継続被保険者は令和 8 年 4 月保険料）から適用

3. 子ども・子育て支援金率（新設）

子ども・子育て支援金は、社会連帯の理念を基盤に子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体で支えるための費用です。

【新設】 2.3‰（事業主 1.15‰、被保険者 1.15‰）

※令和 8 年 4 月保険料から徴収開始

以 上